

公 示

(H 2 9 荒川下流利用ルール啓発活動補助業務について)

次のとおり公示します。

平成 2 9 年 1 1 月 1 6 日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局荒川下流河川事務所長 中須賀 淳

1. 公示の概要等

(1) 公示の目的

河川法第 9 9 条に基づき、H 2 9 荒川下流利用ルール啓発活動補助業務の委託に関し、実施団体等を選定することを目的とする。

(2) 委託の内容

本委託業務は、荒川下流部における河川敷利用者に対し、「新・荒川下流河川敷利用ルール」の周知を行うとともに、現状での意識調査を行うものである。

(3) 委託期間

契約締結の翌日～平成 3 0 年 3 月 3 0 日まで

(4) 本委託業務の受託を希望する団体等は、資格要件を満たすことを証明する申請資料（以下、「申請資料」という。）を提出すること。

(5) 提出された申請資料をもとに資格審査を行い、委託先を選定するものとする。

(6) 資格要件を満たす団体等が複数有る場合は、委託内容を分割して委託するものとする。

(7) 委託業務契約については、(5) の選定の後、委託者、受託者で協議を行い、契約を締結するものとする。

2. 資格要件

委託の対象となる団体等は、以下に掲げる資格要件を満たすものとする。

(1) 荒川下流河川事務所管内を活動区間として指定された河川協力団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第 9 9 条第 1 項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。詳細は、説明書による。

(3) 荒川下流河川事務所管理区間における広報（周知啓発活動等）又は同区間の河川利用に関連する資料の収集を行った実績があること。詳細は、説明書による。

(4) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(6) 申請書等の提出期限の日から資格の確認結果通知の日までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 説明書の交付を直接受けた者であること。

3. 本委託に関する手続等

(1) 担当部局

〒115-0042 東京都北区志茂5-41-1
国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 経理課
TEL 03-3902-2313
FAX 03-3902-2538

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間 : 平成29年11月16日(木)から平成29年12月1日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。

②交付場所 : 〒115-0042 東京都北区志茂5-41-1

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 経理課

③交付方法 : 上記②の交付場所で交付する。電子データの交付を希望する場合は、記録媒体(CD-R等、USBは不可)を交付場所に持参すること。

やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者に対しては、記録媒体を交付場所に郵送することにより電子データを交付するので、その旨上記(1)に連絡すること。その上で、上記(1)に記録媒体、返信用の封筒(切手を貼付)、交付希望者の連絡先が分かるものを同封し、郵送すること。

(3) 申請資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間 : 平成29年11月16日(木)から平成29年12月1日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで

②提出先 : 上記3.(1)に同じ。

③提出方法 : 持参又は郵送等(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内に必着。)により提出すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は、「説明書」による。